

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、
協働的な学びの実現～（答申）【関連部分抜粋】

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うとともに、我が国の学校で学ぶ外国人の子供たちが急増している現状を踏まえた施策の充実を図る必要がある⁸⁵。
- また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等⁸⁶が将来への現実的な展望が持てるよう、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供することや、子供たちのアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むとともに、家族関係の形成に資するよう、これまで以上に母語、母文化の学びに対する支援に取り組むことも必要である。
- 加えて、日本人の子供を含め、多様な価値観や文化的背景に触れる機会を生かし、多様性は社会を豊かにするという価値観の醸成やグローバル人材の育成など、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育に更に取り組むべきである。

(2) 指導体制の確保・充実

①日本語指導のための教師等の確保

- 外国人児童生徒等の母語についても多様化が進むなか⁸⁷、日本語の指導や教科の補習等の特別な指導を受けている児童生徒の割合は8割前後にとどまっており⁸⁸、外国人児童生徒等に対しては、学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を

⁸⁵ 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方については、文部科学省において設けられた「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」にて、計9回の審議を踏まえて取りまとめられた「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」（令和2（2020）年3月27日）を参照。

⁸⁶ 日本語指導が必要な児童生徒の中には日本国籍の子供も存在する。このため、以降はこれらを総称して「外国人児童生徒等」と呼ぶ。

⁸⁷ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」によると、日本語指導が必要な児童生徒の母語等はポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語が大半を占めるが、その他の言語も増加している。

⁸⁸ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」によると、日本語指導等の特別な指導を受けている児童生徒の割合は、外国籍で79.5%、日本国籍で74.4%となっている。

統合した学習を行い、教科学習に自律的に参加できる力を養うなど、組織的かつ体系的な指導が必要である。

- このため、「特別の教育課程⁸⁹」による日本語指導など、必要な指導・支援を行うことができる日本語指導担当教師等の配置については、義務標準法の規定に基づいた改善を計画的かつ着実に実施するとともに、各都道府県・指定都市における児童生徒の実態に応じた柔軟な配置などにより、日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実を図ることが必要である。なお、特に散在地域においては、対象の児童生徒が1～2名在籍する学校が点在するような状況が想定されることから、教師・支援員等の配置の工夫やICTの活用等を通じ、適切な指導体制の構築を図ることが望ましい。
- また、日本語指導補助者⁹⁰・母語支援員⁹¹等を地方公共団体が配置する際に、文部科学省の補助事業⁹²による支援を活用できるよう、事業を継続するとともに、事業内容の周知を徹底し、一層の活用を促進する。「チーム学校」の観点に基づき、管理職のマネジメントの下、日本語指導担当教師、日本語指導補助者、母語支援員、在籍学級担任、関係教職員等が連携し、学校全体で体制を構築することが重要である。
- さらに、新たな指導人材の確保と学校における日本語指導の専門性の向上の観点から、例えば、特別免許状や特別非常勤講師制度を活用することにより、日本語教師を積極的に活用する方策について、その必要性も含めて検討することが求められる。その際、日本語教師の資格の在り方に関する検討⁹³の状況を踏まえることも必要である。

②学校における日本語指導の体制構築

- 外国人児童生徒等に対しきめ細かい指導・支援を行うためには、日本語指導の拠点となる学校を整備し、これらの拠点を中心とした指導体制の構築を図るなどの取組が有効と考えられる。その際、外国人が集住する地域であるか散在する地域であるか等、それぞれの地域の実情を踏まえた体制構築の在り方を検討することが重要である。
- 拠点校方式等の指導体制構築や、来日直後・小学校入学直後等の初期集中支援実施のため、文部科学省が実施する補助事業について、地方公共団体において一層有効に活用されるよう、事業内容や実践事例の周知の充実を図るべきである。

⁸⁹ 平成26(2014)年1月に学校教育法施行規則を改正し、外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について、特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備した(施行は同年4月1日)

⁹⁰ 教師と連携し、外国人児童生徒等に対する日本語指導等を実施する支援者を指す。

⁹¹ 外国人児童生徒等の母語を話すことのできる支援者を指す。児童生徒や保護者と教師等の間の通訳や、母語による学習の補助、相談支援などを行う。

⁹² 拠点校を中心とした日本語指導等の指導体制構築等に対する補助事業である「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」のことを指す。

⁹³ 令和2(2020)年3月10日に、文化審議会国語分科会において「日本語教師の資格の在り方について(報告)」が取りまとめられた。

③地域の関係機関との連携

- 外国人児童生徒等の教育を進めるに当たっては、教育委員会と、国際交流部局や福祉部局などの首長部局や、地域のボランティア団体、日本語教室等との連携が不可欠であり、多様な手段により地域の実情に応じた指導体制の構築が進められるよう、引き続き補助事業を実施し、その活用を促進する。
- 特に、教員養成を行う大学等と連携することにより、指導体制の構築に対する助言や共同研究等の取組が期待される。また、従業員として外国人を多く雇用する企業等と地方公共団体との連携による取組も期待される。

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

①教師等に対する研修機会の充実

- 教育委員会が独自に実施する現職教師のための研修の他、法定研修や免許状更新講習、校内研修など、各地域において、外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ場が設けられるよう、外国人児童生徒等教育アドバイザー⁹⁴も活用しつつ、文部科学省が開発した「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム⁹⁵」の普及を進める必要がある。
- また、大学等における履修証明などにより、日本語指導担当教師等が専門知識を習得し、それを証明できる仕組みの構築について検討を行う必要がある。

②教員養成段階における学びの場の提供

- 現在の大学における教員養成課程では、外国人児童生徒等に関する内容は各地域の実情に応じて取り扱われているが、今後、全国的に外国人児童生徒数の増加が予想される⁹⁶ことから、教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討を行う必要がある。

③日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発

⁹⁴ 増加する外国人児童生徒等の教育の充実を図るため、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実を目的として、令和元（2019）年度より文部科学省において運用を開始。

⁹⁵ 外国人児童生徒等の教育に携わる教師等の専門性の向上のため、教育委員会、学校、大学等における養成・研修に資する体系的なモデルプログラムについて、文部科学省が公益社団法人日本語教育学会に開発を委託したもの（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）。

⁹⁶ 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」及び出入国在留管理庁「在留外国人統計」において、日本語指導が必要な児童生徒、在留外国人の増加傾向が続いており、今後も同様の傾向が予想される。

- 日本語能力を評価し、その能力に応じた適切な指導を行うため、「外国人児童生徒のための JSL⁹⁷対話型アセスメント DLA⁹⁸」（以下「DLA」という。）に基づく評価を実施し、その後の指導計画の作成に結び付けていくことが重要であり、地方公共団体が外国人児童生徒等教育アドバイザーを講師として活用し、DLA による評価・指導方法に関する教員研修を実施することにより、日本語能力評価手法の普及促進を図る必要がある。
- 文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと⁹⁹」について、登録されている教材・指導資料の充実や検索機能の充実を図り、各学校・教師等による活用を促進するとともに、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるよう、多言語による動画コンテンツを作成・配信する必要がある。

④外国人児童生徒等に対する特別な配慮等

- 障害のある外国人児童生徒等が特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導において学ぶ際には、児童生徒等の障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援が行われるよう、文部科学省の補助事業も活用した指導体制の構築が必要である。
- さらに、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の活用や文部科学省と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携等により、障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況について把握を進め、今後の対応を図っていくことが必要である。

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 全ての外国人の子供がいずれかの教育機関に就学することを目標に、国、地方公共団体を挙げて、学齢期の子供を持つ外国人に対し、就学促進の取組を実施することにより、着実に就学につなげていくことが求められる。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2（2020）年6月23日閣議決定）に基づき、就学促進のために講ずべき事項として文部科学省が示した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2（2020）年7月1日。以下「就学促進等の指針」という。）を踏まえ、住民基本

⁹⁷ JSL (Japanese as a Second Language) とは、第二言語としての日本語を指す。

⁹⁸ DLA (Dialogic Language Assessment) とは、平成26（2014）年1月に文部科学省が発行した、学校において利用可能な日本語能力測定のためのアセスメントツールを指す。

⁹⁹ 各都道府県・市町村教育委員会等が作成・公開している、多言語による文書や日本語指導・教科指導のための教材等を文部科学省が収集し、登録した情報検索サイト。

台帳等に基づき、学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握することなどについて、地方公共団体の取組を促進することが必要である。また、各地方公共団体の取組が進むよう、更なる制度的な対応の在り方についても検討が求められる。

- 母国等において日本の義務教育に当たる9年間の教育課程を修了せずに来日し、日本での学齢を超過した外国人についても、公立中学校において受入れを行うなど、引き続き弾力的な対応を進めるとともに、夜間中学における受入れが一層促進されるよう、外国人に対する夜間中学の入学案内の実施や、各都道府県における夜間中学の設置を促進することが必要である。

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるようにするためには、高等学校・大学等への進学や就職等の進路選択を支援することが重要である。
- 就学促進等の指針を踏まえ、外国人生徒等が在籍する全ての都道府県で、公立高等学校入学者選抜においてこれら生徒等を対象とした特別の配慮（例えば、試験問題の漢字へのルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設定等）が講じられることを目指し、実施状況や先進的な取組事例について、現状を把握、地方公共団体に情報を共有し、取組を促すべきである。
- 教育委員会・学校が関係機関と連携し、高等学校における日本語指導等の体制構築や、中学校・高等学校段階の外国人生徒等に対する進路指導・キャリア教育の取組が進められるよう、文部科学省が実施する補助事業を継続するとともに、地方公共団体における活用を促進することが必要である。
- また、高等学校において外国人生徒等に対する指導・支援を円滑に実施するためには、小学校・中学校段階でどのような指導を受けてきたのかを把握することも重要である。このため、小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえて必要な情報を整理し、情報共有を図るよう促すことが望ましい。
- さらに、高等学校における外国人生徒等への指導の充実を図るため、「特別の教育課程」の適用を含め、取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラム¹⁰⁰の策定について、検討を進めるべきである。

¹⁰⁰ 文部科学省において、日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指して開発したカリキュラム。平成15（2003）年7月に小学校編を、平成19（2007）年3月に中学校編を公表した。

(6) 異文化理解, 母語・母文化支援, 幼児に対する支援

- 学校においては、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合い、異文化理解や多文化共生の考え方が根付くような取組を進めることが重要である。
- そのため、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、教員養成大学・学部や教育委員会、学校等の協力を得て、集住地域において調査研究を行う。また、その成果も踏まえ、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を進めるとともに、教員養成課程において、異文化理解や多文化共生に関する履修内容の充実を図るべきである。
- 外国人児童生徒等のアイデンティティの確立や日本語の習得のためには、母語や母文化の習得が重要である¹⁰¹。このため、保護者の理解を得て、家庭を中心とした母語・母文化定着の取組が進められる必要がある。また、学校内外や就学前の段階においても、教育委員会・学校がNPO・国際交流協会等と連携し、母語・母文化に触れる機会が得られることが望ましい。
- また、幼稚園や保育所等の就学前教育段階でも、外国人幼児や日本語を話すことのできない子供が存在している。しかし、このような子供を受け入れることのできる体制が整っていない幼稚園等が多く、外国人保護者に対する通訳派遣の取組にも地域によって差がある等の課題がある¹⁰²。そのため、言語や文化の違いを尊重した保護者との連携も含め、幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理や研修の機会の確保が求められている。

¹⁰¹ 母語と第二言語（日本語）の関係については、認知的・学問的な能力の部分は共有していると言われている（カミンズの相互依存仮説）。認知的・学問的能力は、思考力、抽象化・一般化して物事を表現する力であるが、これらが発達すると言われている年齢（小学校高学年程度）前に来日した子供の場合、来日後も母語の習得を継続するか、日本語の学習をしっかりと行わないと、思考力が未発達となることがある。

¹⁰² 文部科学省「令和元年度幼児教育実態調査」によると、令和元（2019）年度の日本国籍を持たない外国人幼児数は全国で10,710人となっている。また、外国人幼児の保護者に対する支援の取組を実施している都道府県は12都道府県（25.5%）、市町村は288市町村（16.8%）となっている。